

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）の概要

成立：令和6年5月28日 施行：令和6年6月4日（一部の規定を除く）

法律の必要性

日本のAI開発・活用は遅れている。

多くの国民がAIに対して不安。

イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法等に加え、新たな法律が必要。

法律の概要

目的	国民生活の向上、国民経済の発展	
基本理念	経済社会及び 安全保障上重要 ➡ 研究開発力の保持、 国際競争力 の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 適正な研究開発・活用 のため 透明性 の確保等 国際協力において主導的役割	
AI戦略本部	本部長：内閣総理大臣 構成員：全閣僚	関係行政機関等に対して必要な協力を求める
AI基本計画	研究開発・活用の推進のために 政府が実施すべき施策の基本的な方針等	
基本的施策	研究開発 の推進、 施設等の整備・共用 の促進 人材確保、教育振興 国際的な規範策定 への参画 適正性 のための 国際規範に即した指針 の整備 情報収集、権利利益を侵害する事案の分析・対策検討、調査 事業者等への指導・助言・情報提供	
責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務、関係者間の連携強化 事業者は国等の施策に協力しなければならない	
附則	見直し規定 （必要な場合は所要の措置）	

世界のモデルとなる法制度を構築

国際指針に則り、イノベーション促進とリスク対応を両立。最もAIを開発・活用しやすい国へ。